

小社出版物につきまして、下記の訂正がございます。ここに訂正し、ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

『ラクラク突破の1級建築士スピード学習帳 2021』 正誤表

2021年6月3日

科目	頁	該当箇所	誤 (訂正前)	正 (訂正後)
計画	23	集合住宅の事例の 公営住宅標準設計510型の概要	食寝分離:ダイニングキッチンと寝室を分けるなどがある	食寝分離:ダイニングキッチンと寝室を分けるなどがある
計画	25	世田谷区深沢環境共生住宅 の解説	建設省(当時)の「環境共生住宅建設推進事業の」をうけ、	建設省(当時)の「環境共生住宅建設推進事業」をうけ、
計画	25	東雲キャナルコートの設計者	山本理頭(1街区) 伊藤豊雄(2街区)他	山本理頭(1街区) 伊東豊雄(2街区)他
計画	59	2実践問題の間26、設問	法令遵守	法令遵守
計画	78	「●日本建築史一覧表」の 奈良時代の代表的な建築物	春日大社(春日造り:切妻、平入り、向拝。奈良市)	春日大社(春日造り:切妻、妻入り、向拝。奈良市)
計画	78	「●日本建築史一覧表」の 奈良時代の代表的な建築物	加茂御祖神社(流れ造り:平入り。奈良市)	賀茂御祖神社(流れ造り:平入り。京都市)
計画	78	「●日本建築史一覧表」の 平安時代の代表的な建築物	中尊寺金堂	中尊寺金色堂
計画	78	「●日本建築史一覧表」の 桃山時代の代表的な建築物	(桃山時代の代表的な建築物) 密庵	(江戸時代の代表的な建築物) 密庵
計画	91	最頻出問題の間4の解答解説	(建築基準法5条の4第4項)	(建築基準法5条の6第4項)
計画	91	最頻出問題の間5の解答解説	(建築士法24条の8第1項三号)	(建築士法24条の8)
法規	175	「●耐火性能・準耐火性能・防火性能の 違い」の準耐火性能の解説	(1時間準耐火基準は235項を参照)	(1時間準耐火基準は235頁を参照)
法規	182	1.建築物の高さ 本文9行目(屋上部分 の高さ参入に関する記述)	②日影規制の対象になるかどうかの基準(法56条の2第4項)	②日影規制の対象になるかどうかの基準(法56条の2第4項、 法別表第4(ろ)欄2項、3項、4項口)
法規	187	右欄・追加解説の ●特定行政庁の対応	法6条の2第11項	法6条の2第6項
法規	194	右欄・追加解説の ●完了検査	なお、以下の建築物では、一定の規定の検査が省略される (法7条の5・68条の20第2項)……(省略)……③小規模戸 建木造住宅のような法6条1項四号対象建築物で建築士が監 理したもの	なお、以下の建築物では、一定の規定の検査が省略される (法6条の4第1項、法7条の5・68条の20第2項)……(省略) ……③小規模戸建木造住宅のような法6条1項四号対象建 築物で建築士が設計・監理したもの
法規	194	右欄・追加解説の ●中間検査	なお、以下の建築物では、一定の規定の検査が省略される (法7条の5・68条の20第2項)……(省略)…… ③小規模戸建木造住宅のような法6条1項四号対象建築物 で建築士が監理したもの	なお、以下の建築物では、一定の規定の検査が省略される (法6条の4第1項、法7条の5・68条の20第2項)……(省略) ……③小規模戸建木造住宅のような法6条1項四号対象建 築物で建築士が設計・監理したもの
法規	198	最頻出問題の間7の解答解説	法7条の6第1項。法6条1項四号の建築物であるから、仮に使用 することができる	法7条の6第1項。都市計画区域等内であっても、法6条1項 四号の建築物であるから、仮に使用することができる
法規	209	2.開口部の少ない建築物の換気 本文 11行目(自然換気設備に関する記述)	②給気口は、居室天井高さの1 / 2以下に設けること	②給気口は、居室天井高さの1 / 2以下に設け、常時外気 に開放された構造とする
法規	227	右欄・追加解説の ●積雪荷重	雪下ろし慣習のある地方は、実況に応じて垂直積雪量が1m 以上でも1mまで減らすことができる	雪下ろし慣習のある地方は、実況に応じて垂直積雪量が1m 超でも1mまで減らすことができる
法規	228	4.荷重及び外力 本文8行目(地震力に 関する記述)	当該高さの地震層せん断力係数×(当該部分の固定荷重と積 載荷重の和)	当該高さの地震層せん断力係数×(当該部分の固定荷重と積 載荷重に、多雪地域は更に積雪荷重の和)
法規	235	1.防火に関する用語 本文下から5行目 (耐火建築物に関する記述)	イ(2)次の性能(外壁以外の主要構造部は下記のaのみ)に関 する基準	イ(2)次の性能(外壁以外の主要構造部は下記の(i))に関す る基準
法規	236	1.防火に関する用語 本文12行目(準 耐火建築物に関する記述)	②法2条九号の三口の「外壁耐火の準耐火建築物」……(省 略)……c.延焼のおそれのある部分の屋根:屋内通常火災に 対し20分間の非損傷性	②法2条九号の三口の「外壁耐火の準耐火建築物」……(省 略)……c.延焼のおそれのある部分の屋根:屋内通常火災に 対し20分間火炎を出さないこと
法規	238	●避難時倒壊防止構造としなければなら ない特殊建築物(法27条1項)	(二)項、一番右「対象用途の床面積」欄 300㎡以上	(二)項、一番右「対象用途の床面積」欄 2階が300㎡以上
法規	239	●法27条2項により耐火建築物としなけ ればならない建築物	(六)項、右「対象用途の階」欄 3階	(六)項、右「対象用途の階」欄 3階以上
法規	241	右欄・追加解説の令112条4項の下 の※2	又は一時間準耐火基準に適合するものを除くとした建築物	(削除)
法規	275	●建築物の用途制限の概要	(表見出し)●建築物の用途制限の概要(詳細は法別表第2 及び令130条の3～9の6を参照)	(表見出し)●建築物の用途制限の概要(詳細は法別表第2 及び令130条の3～9の8を参照)
法規	315	実践問題の問題1の解答	×	○ (※追記:設問に「等」が入っているため)
構造	405	実践問題の問題7の設問	免震構造が所期の性能を発揮する上で……(以下略)	免震構造が初期の性能を発揮する上で……(以下略)
施工	571	実践問題の問題8の解答	×	○

株式会社エクスマレッジ